# 2022-2024 年度課題別研修「証券取引所整備」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下「JICA東京」という。)は、以下の 業務について、参加意思確認書(様式1)の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた証券取引所や同監督管理機関の職員が、日本の証券取引所の役割や機能の理解を深め、各国の上場管理・市場運営・ 売買取引管理制度等の改善案を検討・策定するために必要な研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社日本取引所グループ(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、東京証券取引所グループと大阪証券取引所が 2013 年 1 月に経営統合して 誕生し、グループ全体で、取引所金融商品市場の開設・運営に係る事業を行っています。

具体的には、株券等有価証券の売買、デリバティブ商品の取引を行うための市場施設の提供、相場の公表、売買等の公正性の確保に係る業務、有価証券債務引受業等を行う体制を整えており、有価証券等の上場、売買、清算・決済から情報配信に至るまで総合的なサービス提供を行う、日本最大の証券取引会社です。

特定者は CSR の一環として国際協力にも積極的に取り組んでおり、1990 年代から東アジア諸国の資本市場、証券市場の発展に寄与するため、各国の証券取引所職員等を研修で受け入れています。研修では、金融庁、証券会社など関係機関の訪問を交えながら、コーポレート・ガバナンスや証券取引所の役割、日本の証券市場、上場・売買制度、売買審査制度などの自主規制機能などについて、講義をしており、本研修においてもこれらの調整・手配が可能と考えられます。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

(1) 業務名:

2022-2024 課題別研修「証券取引所整備」に係る研修委託契約

(2) 案件概要:

「研修委託契約業務概要」(別紙2)のとおり

- (3) 研修コース実施期間 (2022年度): 2022年10月上旬から2022年10月下旬まで(予定)
- (4) 契約履行期間(2022年度):2022年9月上旬から2022年12月下旬まで(予定)

※2023 年度、2024 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※2022 年度の研修は、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の感染拡大等の影響により、オンライン研修を実施します。2023 年度・2024 年度は来日研修を含むことを想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

#### 2. 応募要件

- (1) 基本的要件:
  - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。 又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - ※ 令和 4 年度は、全省庁統一資格の更新時期にあたるため、更新にかかる期間を考慮し、2022 年 4 月 1 日~2022 年 6 月 30 日までの期間に限り、令和元・02・03 年度全省庁統一資格にて代替できるものとする。
  - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了 後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
  - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者 (以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契 約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。 具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- 1. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- 2. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- 4. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどして いる。
- 5. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力 し、若しくは関与している。
- 6. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしている。
- 7. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- 1. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- 2. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取

扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

- 3. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- 4. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- (※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個 人情報をいう。
- (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- 個人情報取扱事業者

#### (2) その他の要件:

- 1)案件受託上の条件として、2022年度案件を第一回目として受託し、2024年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3)業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつ つ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 4) 証券取引関連のオンライン研修及び対面研修(講義/演習等) を実施した経験 を有すること。

#### 3. 手続きのスケジュール

提出期間	2022年5月30日(月)12:00まで
提出場所	(独) 国際協力機構東京センター産業開発・公共政策
	課
提出書類	下記、※参照のこと。
	郵送またはメール(※郵送(配達記録の残るものに限
提出方法	る)する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記
	欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出
	期限までに必着で送信すること。)
通知日	2022年6月6日(月)より以前に通知
通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3)審査結果に ついての理由請求 請求締切日	(独)国際協力機構東京センター産業開発・公共政策
	課
	郵送(配達記録の残るものに限る)
	提出期限必着。
	2022年6月13日(月)
回答予定日	2022年6月15日(水)
回答方法	郵送またはメール
	提出場所 提出

#### ※提出書類について

## A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3)誓約書(様式3)

## B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6)誓約書(様式3)

(4)提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課 (担当:髙澤)

電話:03-3485-7630 Email: tictip@jica.go.jp

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式 1)の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに 対して、大容量データ受け渡しサイト(GI GAPOD)の URL と同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌 営業日の17 時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24 時間以内の問い合わせは原則 受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

## 4. その他

- (1)提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2)参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3)提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4)機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6)審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明 を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)
- (7)公募の結果、応募要件を満たす者がない場合は、特定者との随意契約手続きに移 行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落 札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細

は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10)契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体:共同企業体の結成を認めません。

# 2022-2024 年度課題別研修「証券取引所整備」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募要件(2)その他の要件1)を参照。

- 1. 研修コース概要
- (1) 研修コース名:

課題別研修「証券取引所整備」

(2)技術研修期間(予定):

【遠隔研修】2022 年 10 月 3 日から 2022 年 10 月 31 日まで

- (3)研修員(予定):
  - 1) 定員:

11 名 (応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり)

2) 研修対象国:

カザフスタン、パプアニューギニア、ベトナム、モンゴル、エジプト

- 3) 研修対象組織・対象者(原則):
  - ①証券市場に係る職務の経験年数が3年以上
  - ②証券取引所の職員。または証券取引監督機関の職員。
    - \*毎年、必要に応じ見直す予定。
- (4) 研修使用言語:

英語

#### (5) 研修の背景:

1997年のアジア金融危機を大きな契機として、アジア各国においては金融システム安定化のため世界的にも高い貯蓄率を証券市場経由で活用しようとする試みが本格的に取り組まれており、通貨危機以前の間接金融依存型の金融システムから直接金融型システムへの資金供給チャネルの多様化が図られているなか、証券市場の整備は各国における重要な政策課題の一つに位置づけられている。

直接金融においては、資金の需要者がその情報と将来見通しを正しく開示し、 これらを評価のうえ供給者が資金を提供する場である証券市場を整備・拡充する 必要があり、そのためには各国の状況に合わせて適時に順序立てて政策を立案・実 行していく必要がある。 上記を踏まえ、世界でも有数の規模を有する我が国の証券取引所の経験や現状等の共有を通じ、アジア各国の証券市場の健全な発展に協力する意義は大きく、 JICA は 2005 年度から 2021 年度にかけてアジア地域の証券取引所整備にかかる研修を実施した。

しかしながら、証券取引所整備を含めた金融分野での協力ニーズは依然として高いことから、2022 年度からは対象をアジア各国に限定せず、各国の証券取引所の発展を支援する研修を実施することとなった。

#### (6) 案件目標:

売買制度、上場制度、市場管理制度等の改善等、自国の証券取引所に係る制度整備のための対応策の検討を支援する。

#### (7) 単元目標(アウトプット):

- 1. 日本における証券市場発展の枠組みが他国との比較と共に説明できる。
- 2. 日本における証券取引所の役割と機能が理解され、各国における問題点が説明できる。
- 3. 日本の証券市場における関連機関の役割が説明できる。
- 4. 投資家育成のための環境整備と、今後必要な取り組みについて説明できる。
- 5. 自国において優先度の高い課題について整理・検討がされる。

#### (8) 研修内容:

1)研修項目

【事前活動】Job Report の作成

#### 【遠隔研修】

- ア. ジョブレポート発表・討論
- イ. 日本の証券市場
- ウ. 証券取引所の機能・役割
- エ. 証券取引所の現状・課題
- オ.アクションプラン作成、発表
- 2) 研修方法
  - ア. 講義
  - イ. 討議
  - ウ. レポートの作成・発表

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間(予定)

#### 2022 年 9 月上旬~2022 年 12 月下旬

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

#### (2)業務の概要

世界でも有数規模の取引所である日本の証券取引所関係者、規制・監督当局者、自主規制機関等による実務的な講義・討議を通じて、自国の証券取引所整備に向けた課題への対策案を検討し、その発展に資することを目的とし、必要な知識や技術に関する研修を行う。

#### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- 9) テキストの選定と準備(翻訳、印刷業務を含む)
- 10) 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 以上の1)~24)について、オンライン研修実施に必要な手配・手続きを含む。

#### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語ー日本語の逐次通訳等を行う研修 監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、 JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研 修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委 任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、 当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/guideline.html

様式 1

年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構 東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)

(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名) 印

(メールアドレス)

2022年度課題別研修「証券取引所整備」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフ レットを添付すること)。

- 2 応募要件に関する記述
- ※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ サイズ: A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
- 3 付属書類
- ※ 令和4・5・6年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写)

### \*全省庁統一資格を有していない場合\*

様式 2

年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構 東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)

(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名) 印

(メールアドレス)

2022年度課題別研修「証券取引所整備」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフ レットを添付すること)。

- 2 応募要件に関する記述
- ※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
- ※ サイズ: A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
- 3 付属書類
- 登記簿謄本(写)
- ・財務諸表(直近1か年分) (写)
- 納税証明書(その3の3)
- ・営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)

様式 3

提出日: 年 月 日

## 誓約書

独立行政法人 国際協力機構 東京センター 契約担当役 殿

2022 年度課題別研修「証券取引所整備」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住法人番 人番 名代表 人職氏

役職印

#### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが

らこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23 年東京都条例第54号)又は これに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方 針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務 取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備 している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報 及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施してい る。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業 者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- 個人情報取扱事業者